

平成 30 年度 伊丹市立笹原中学校いじめ防止等のための基本方針

伊丹市立笹原中学校

1 いじめ防止等のための基本方針策定の経緯

(1) 本校の教育方針等

本校は、校訓「自立 責任 敬愛」のもと、「自ら勉学に励み 自ら心身を鍛え 自ら進路を切り開く創造的な生徒の育成」を学校教育目標とし、①自分に自信と誇りが持てる生徒 ②自ら考え、判断し、主体的に行動できる生徒 ③感謝と思いやりの心を持った生徒 ④学校生活のきまりをしっかりと守ることができる生徒 の育成をめざした教育活動を推進し、「生徒たち、そして教師が『学んだ感』や『学校への誇り』を持ち、毎日行きたい学校を目指している。

(2) いじめ防止等のための基本方針策定の理由

本校の教育方針等の実現のため、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けた指導体制を定める。また、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」(いじめ防止全体計画)を定める。

(3) 法的根拠

伊丹市立笹原中学校基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 3 条の基本理念を踏まえるとともに、第 13 条の規定に基づき、いじめ防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）を参考にして策定する。

2 基本的な考え方

(1) これまでの学校の取り組み

本校はかつて、一部生徒による授業エスケープ・妨害、生徒間暴力、対教師暴力、器物損壊などの生徒指導上の諸課題により教育活動に支障を来した時期があった。そのため、落ち着いた学習環境の維持をめざして、生徒指導においては、受容と共感に基づいた生徒理解を基盤とし、きめ細かな対応に努めた。また、PTA や伊丹市少年補導員と連携した校内外のパトロールも実施した。さらに、特別支援教育の観点から、支援を要する生徒への具体的な指導方法について専門的に学び、専門家の助言のもとで指導実践を重ねてきた。また、学校生活のきまりを現状に合わせて見直し、携行できるように「笹ナビ」冊子を作成し、全生徒及び教職員に配布の上、指導の徹底を図った。さらに、楽しい学校生活を送るためのアンケート調査「hypr-QU」を実施し、学級経営の改善や一人ひとりの生徒の人間関係づくりの改善に活用した。学習指導においては、「わかる授業」づくりをめざした授業改善に取り組み、グループ学習（協同学習）や言語活動の充実、ICT 機器（実物投影機や電子黒板など）の活用、異学年同士で行う教え合い学習「笹トレ」により、学ぶ意義を自覚し、意欲的に学ぶ生徒の育成に力を注いできた。

生徒の主体的な活動としては、生徒会を中心に、『みそあじ運動（み→身だしなみ、そ→掃除、あ→挨拶、じ→時間を守る）』を推進するとともに、年 3 回、学期毎に「仲間づくり点検週間」を設定し、改めて学級集団や仲間づくりについて見直しを行う「節目」の取り組みを行い、だれもが過ごしやすい、安心できる学校・学級づくりに努めた。このような取り組みを進める中で、学習や行事、部活動などでの活躍が大きな成果となり、自分に自信がもてるようになった生徒が増えてきた。また、地域の行事にボランティアスタッフとして参加し、地域の方々との交流を通して、地域の一員としての自覚も芽生えてきた。

以上のように、本校では、規律ある学校生活のもとで、一人ひとりの生徒が集団の中での自分の役割を自覚したり、自分が人のために役立っていることを実感する自己有用感を味わったりすることにより、いじめを「しない、させない、許さない」学校づくりをめざした指導体制の整備を図ってきた。

(2) これからの学校の取り組み

本校教育において、生徒指導は、学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで重要な意義を持つものである。生徒指導をとおして、すべての生徒の人格のよりよい発達を促すとともに、学校生活がすべての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものとなることをめざす。よって、これまでの取り組みを継承するとともに、学校が生徒の「居場所」として、安全で安心して学べる場所であるように、規律ある学習環境を維持し、「わかる授業」をめざして授業改善に取り組む。また、保護者との連携のもと、中学生として必要な基本的な生活習慣をしっかりと身に付けさせ、基礎的な学力の定着を図る。さらに、生徒が主体的に取り組む活動を通して、互いに認め合ったり、心のつながりを感じたりするなど、仲間との「絆」を強め、自己有用感や自尊感情が育めるよう指導の徹底を図る。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制 別紙1 校内指導体制及び関係機関 別紙2 チェックリスト

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。また、いじめが教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見を図るためのチェックリストを別に定める。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画 別紙3 年間指導計画

いじめの防止の観点から、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめの防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

(3) いじめ発生時の組織的対応 別紙4 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、いじめ対策委員会を実施して、いじめの解決に向けた迅速な組織的対応を別に定める。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」であり、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、または重大事態が疑われる場合は、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長を中心に、市教育委員会の助言等を踏まえて、学校が主体となっていじめ対策委員会で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会の附属機関と連携し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

本方針は、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、あらゆる機会を利用して保護者や地域の方々に広報する。また、本方針が、実効性のあるものになるよう、必要に応じて適宜見直しを行う。